

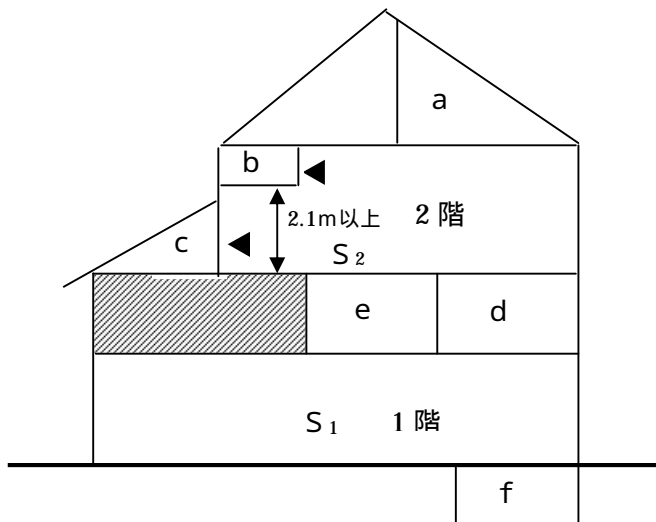
(関係条文)
 令 46 条

開口部については、換気用のガラリー以外は、換気という趣旨から収納空間として必要最小限のものとする

収納物の出し入れは、下記の 方向より取り出すものとする

準耐火建築物（イ、ロ）及び令 136 条の 2 の技術的基準に適合する建築物の屋根の直下に物置等を設ける場合には、物置等の天井、壁、床の屋内側の部分には、告示 1358 号による、それぞれの部位に該当する防火被覆を設けること。又、中間階の天井裏の物置等の壁、天井、床については「床の裏側の部分又は直下の天井」として取り扱い、床下の物置等の壁、天井、床については床の表側の部分として取り扱う

3 事例



$$\begin{aligned}
 & (a+b+c+d) < \\
 & (S_2 \times 1/2) \\
 & (e+f) < (S_2 \times 1/2) \\
 & (c+d+e) < (S_0 \times 1/2)
 \end{aligned}$$

S_1 : 1階床面積
 S_2 : 2階床面積
 S_0 : S_1 と S_2 の小さいほうの面積
 a : 2階小屋裏物置水平投影面積
 b : 2階ロフト水平投影面積
 c : 2階から利用する小屋裏物置水平投影面積
 d : 2階床下物置水平投影面積
 e : 1階天井裏物置水平投影面積
 f : 1階床下裏物置水平投影面積

備考 日本建築行政会議編
 基準総則
 集団規定の適用事例

西宮市建築基準法取扱い基準
 2010.04.01